

## 中国深セン

深セン市羅湖区  
深南東路5002号  
地主商業センター12階1203-06室  
電話: +86 755 8268 4480

## 中国上海

上海市徐匯区  
斜土路2899甲号  
光啓文化広場B号棟6階603室  
電話: +86 21 6439 4114

## 中国北京

北京市東城区  
灯市口大街33号  
國中商業ビル3階303室  
電話: +86 10 6210 1890

## 台湾台北

台北市大安区忠孝東路  
四段142号3階-3  
郵便番号: 10688  
電話: +886 2 2711 1324

## シンガポール

セシルストリート138号  
セシル・コート13階1302室  
郵便番号: 069538  
電話: +65 6438 0116

## 米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
電話: +1 646 850 5888

## 外資系独資会社北京支店抹消登記の手続きと費用

特に明記しない限り、本見積書で紹介される外資系独資会社とは、中国の「会社法」及びその他の関連法律法規に基づき、構成・設立され、一つ又は複数の外国会社又は個人に100%所有される有限責任会社を指します。有限責任会社は、外国投資者が中国大陸における投資・経営活動を行う最も多く利用される投資形態です。

## 概要

本見積書は、北京において設立された、且つ特別な免許・許可を有さない外資系独資会社(有限責任会社)北京支店の抹消登記のみに適用されます。

当事務所は、北京において設立された外資系独資会社北京支店の抹消登記手続きを行う費用が15,000 人民元からです。当事務所のサービス費用は市場監督管理局、税務局、銀行等の全ての関係部門への抹消登記申請を含んでいますが(本見積書 [Section 1.1](#) をご覧ください)、行政費用及び第三者費用を含んでいません。費用詳細は本見積書 [Section 1](#) 及び添付表 1 をご覧ください。

北京において設立された外資系独資会社北京支店の抹消登記を申請する際、クライアント様は営業許可証、銀行口座開設許可証等の設立証明書類一式を提供する必要があります。具体的には本見積書 [Section 3](#) をご覧ください。

一般的に、北京において設立された外資系独資会社北京支店の抹消登記申請手続きを完了する時間は、約4~6ヶ月です。前述の所要時間は、抹消登記に必要な書類を受け取った日から計算されます。具体的には本見積書 [Section 4](#) をご覧ください。

北京支店は免許・許可の抹消登記を別途申請する必要がある場合、当事務所はサービス費用を調整する可能性があり、抹消登記の所要時間も相応に延長されます。詳細は当事務所の専門コンサルタントにお問い合わせください。

## 1. 抹消登記サービスと費用

### 1.1 抹消登記パッケージ費用

当事務所は北京において設立された外資系独資有限責任会社北京支店の抹消登記申請手続きを行う費用が 15,000 人民元からです。具体的には以下の通りです。

- (1) 抹消登記申請書類一式の準備
- (2) 税務登記抹消
- (3) 営業許可証の抹消
- (4) 人民元基本口座の抹消

抹消登記を申請する北京支店の経營業務に特別な許可・免許の抹消登記が必要な場合、その関連費用は実際の状況によって別途請求となります。

### 1.2 行政費用

上記のサービス費用には抹消登記手続きを行う過程における政府部門の行政費用が含まれていません。行政費用は約 1,500 人民元です。

### 1.3 税務申告費用

北京支店は正式に税務登記を抹消する前に、規定に従って通常の税務申告を行うことが必要です。抹消登記申請後の税務申告は当事務所が代行できますが、サービス費用は 1 ヶ月につき 500 人民元です。通常、北京支店が抹消登記申請を決定した後、書類準備及び税務局での抹消登記手続きは最低 6 ヶ月かかります。そのため、当事務所は 6 ヶ月分の税務申告サービス費用(合計 3,000 人民元)を予め一回で請求します。実際の税務申告サービス時間が 6 ヶ月を超えた場合に、超えた分の費用は北京外資系独資会社北京支店の全ての抹消登記手続きが完了後にまとめて決済となります。

上記各項費用のまとめは、添付表 1 の「外資系独資会社北京支店抹消登記費用明細表」をご覧ください。

## 2. 支払条件

注文と全額のサービス費用を受領した後、抹消登記サービスを提供します。当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。お支払いの手配のために、当事務所は注文確認後に、サービス費用の請求書、送金銀行情報及び支払案内をメールでクライアント様に送付します。

本見積書の費用は税抜きの金額です。中国大陸の発票(日本の領収書に相当)が必要な場合は、別途 5%の税金を請求します。

### 3. 必要な書類

抹消登記申請手続きにクライアント様が設立証明書類一式と会社印鑑を提供することが必要です。具体的には以下の書類に限られません。

- (1) 営業許可証の正本及び副本
- (2) 銀行口座開設許可証の原本
- (3) 機構信用コード証の原本
- (4) 北京支店の全ての印鑑及び責任者印
- (5) 登録住所の賃貸借契約書の原本
- (6) 会社の直近3年間の帳簿と証憑
- (7) 会社の直近3年間の納税申告書
- (8) 登記機関が臨時に要求するその他の書類

### 4. 抹消登記所要時間

一般的に、抹消登記手続きを完了する時間は約4~6ヶ月です。前提は、北京支店の債権債務の整理及び税務清算、抹消登記手続きがタイムリー且つスムーズに完了することです。

順番	項目	必要時間 (営業日)
1	抹消登記申請書類の準備	5~7
2	税務登記抹消手続き	3~4ヶ月
3	営業許可証の抹消	7~10
4	人民元基本口座の抹消	7~10
		約4~6ヶ月

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com), [enquiries@kaizencpa.com](mailto:enquiries@kaizencpa.com)

お電話: +852 2341 1444

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 6114 9414, +86 1521 9432 644

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)

Skype: kaizencpa

添付表 1 - 外資系独資会社北京支店抹消登記費用明細表

順番	項目	金額 RMB
1	北京支店抹消登記費用(備考 1)	15,000~
2	会社抹消登記の政府行政費用(備考 2)	1,500
3	雑費	500
4	6ヶ月分の税務申告費用(オプション)	3,000
5	翻訳サービス費用(オプション)	別途相談
合計		20,000~

**備考:**

1. 北京支店の経營業務に許可・免許の抹消登記を別途申請する必要がある場合、又は抹消登記手続きの過程で本見積書に含まれていないサービスが必要な場合、費用は別途相談となります。
2. 当該政府規定費用及びその他の支出は予算金額です。政府規定費用及びその他の支出は発票に基づき実費を請求します。
3. 上記の明細表の第 4 項から第 5 項まではオプションのサービスです。クライアント様は自ら行えますが、当事務所に代行を依頼できます。
4. 上記の明細表の費用は税抜き金額です。中国大陸の発票が必要な場合、別途 5%の税金を請求します。

**参考資料:**

1. 「北京外資系独資会社抹消登記の手続きと費用」  
<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/332.html>
2. 「北京外資系独資会社の持分譲渡の手続きと費用」  
<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/335.html>
3. 「北京外資系独資会社の商号(会社名)変更の手続きと費用」  
<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/334.html>